

令和7年12月24日

オープンカウンター方式による見積依頼について

- 1 本リストは、オープンカウンター方式実施要領に基づく手続きが必要です。
- 2 本方式は随意契約を前提とした見積依頼であり、有効な見積書をもって申し込みをした者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格の見積書をもって申し込みをした者を契約の相手方とします。

3 件名リスト

一連番号	件名	納入(履行)場 所	納期(履行)期 限	見積依頼書公 表 日	見 積 書提出期限	見積合わせの日 時	防衛省競争参加資格	備 考
1	産業廃棄物収集運搬ほか1件	久居駐業医務室	R8. 3. 31	R7. 12. 24	R8. 1. 13 12:00	R8. 1. 13 13:00		見積書提出までに関係自治体の産業廃棄物の収集運搬・処理の許可証の写しを提出すること

4 仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所、問合せ先及び提出先

〒514-1118

住所三重県津市久居新町975

契約機関名(担当) 第337会計隊(中嶋)

電話番号(内線) 059-255-3133(内429)

FAX 059-255-3290

見 積 書

件名リスト一連番号	1
-----------	---

見積金額¥

(消費税及び地方税を含まない。)

品 名	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額
産業廃棄物収集運搬	仕様書のとおり	リットル	160		
産業廃棄物処理	仕様書のとおり	個	8		
	以下余白				
納入（履行）場所	久居駐業医務室	納 期	8.3.31		
契約保証金	(免除)	入札（見積）書有効期間			

上記に関して「入札及び契約心得」、「オープンカウンター方式実施要項」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札見積いたします。また、当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

令和 年 月 日

分任契約担当官

陸上自衛隊久居駐屯地

第337会計隊長 藤田 亮 殿

住 所

会社名

代表者名

Ⓜ

担当者名

担当者連絡先

## 市場価格調書

件名リスト一連番号	1
-----------	---

見積金額¥

(消費税及び地方税を含まない。)

品名	規格	単位	数量	単価	金額
産業廃棄物収集運搬	仕様書のとおり	リットル	160		
産業廃棄物処理	仕様書のとおり	個	8		
	以下余白				
納入（履行）場所	久居駐業医務室	納期	8.3.31		
契約保証金	(免除)	入札（見積）書有効期間			

上記に関して「入札及び契約心得」、「オープンカウンター方式実施要項」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札見積いたします。また、当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

令和    年    月    日

分任契約担当官

陸上自衛隊久居駐屯地

第337会計隊長 藤田 亮 殿

住所

会社名

代表者名

⑩

担当者名

担当者連絡先

## 仕 様 書

- |   |      |   |
|---|------|---|
| 1 | 名 称  | 産業廃棄物処分   |
| 2 | 場 所  | 三重県津市久居新町975番地 陸上自衛隊久居駐屯地医務室  |
| 3 | 概 要  | 久居駐屯地医務室で発生した産業廃棄物の処分   |
| 4 | 数 量  | 現像廃液80L、定着廃液80L   |
| 5 | 共通事項 | (1) 本役務は仕様書によるほか、産業廃棄物処理に関する法令を遵守し、不法投棄等の違法行為は行わないこと。<br>(2) 本役務において仕様書に明示されていない事項について、作業を実施する上で当然なすべき事項については、請負業者(以下、業者という)の負担にて実施するものとする。<br>(3) 本役務において、疑義が生じた場合は担当係と協議を行い、その指示に従うものとする。 |
| 6 | 特記事項 | (1) 処分作業時、廃棄物の飛散防止に十分留意する。飛散があったならば速やかに回収し、処理を行う。<br>(2) マニフェストは、業者が準備するものとする。<br>(3) 「産業廃棄物処分業許可証」の写しを担当係へ提出する。  |
| 7 | 報 告  | (1) 作業工程写真台帳<br>ア 委託受時<br>委託された廃棄物がわかる写真<br>イ 処分時<br>廃棄物処分状況がわかる写真<br>(2) マニフェスト(E票まで)、写真台帳については令和8年3月31日までに提出するものとする。<br>(3) マニフェストについては、法律に基づき適正に処理するものとする。<br>(4) その他、担当係の指示する事項         |
| 8 | 検 査  | 本役務はマニフェスト等の必要書類が提出され、確認後問題がなければ完了となる。  |

## 仕 様 書

- |   |      |  |
|---|------|--|
| 1 | 名 称  | 産業廃棄物収集運搬  |
| 2 | 場 所  | 三重県津市久居新町975番地 陸上自衛隊久居駐屯地医務室   |
| 3 | 概 要  | 久居駐屯地医務室で発生した産業廃棄物の収集運搬  |
| 4 | 数 量  | 現像廃液80L、定着廃液80L  |
| 5 | 共通事項 | (1) 本役務は仕様書によるほか、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき実施するものとする。<br>(2) 本役務において仕様書に明示されていない事項について、作業を実施する上で当然なすべき事項については、請負業者(以下、業者という)の負担にて実施するものとする。<br>(3) 本役務において、疑義が生じた場合は担当係と協議を行い、その指示に従うものとする。  |
| 6 | 特記事項 | (1) 廃棄物の確認については、業者により直接行うものとする。<br>(2) 作業実施日程等については、担当係との調整による。<br>(3) 廃棄物収集運搬時、廃棄物の飛散防止に十分留意する。飛散があったならば速やかに回収し、処理を行う。<br>(4) マニフェストは、業者が準備するものとする。<br>(5) 特別管理産業廃棄物収集日に、「産業廃棄物収集運搬業許可証」の写しを担当係へ提出する。                         |
| 7 | 報 告  | (1) 作業工程写真台帳<br>ア 収集時<br>運搬車両の撮影 (ナンバーが写るようにすること)<br>イ 運搬時<br>産業廃棄物積載状況の撮影<br>ウ 委託時<br>処分請負業者へ委託された状況がわかる写真<br>(2) マニフェスト (E 票まで)、写真台帳については令和8年3月31日までに提出するものとする。<br>(3) マニフェストについては、法律に基づき適正に処理するものとする。<br>(4) その他、担当係の指示する事項 |
| 8 | 検 査  | 本役務はマニフェスト等の必要書類の提出・確認のうえ、問題がなければ完了となる。  |